

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成31年3月 第2回訂正分)

株式会社エードット

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年3月19日に関東財務局長に提出し、平成31年3月20日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成31年2月25日付をもって提出した有価証券届出書及び平成31年3月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集550,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し140,000株(引受人の買取引受による売出し50,000株・オーバーアロットメントによる売出し90,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成31年3月19日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出致しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正致します。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち、**13,500株を**、福利厚生を目的に当社従業員持株会(名称:エードット社員持株会)を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。みずほ証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【募集の方法】

平成31年3月19日に決定された引受価額(1,021.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,110円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金と致します。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価額で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「268,180,000」を「280,830,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「268,180,000」を「280,830,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,110」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,021.20」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「510.60」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき1,110」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定致しました。
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(1,010円～1,110円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施致しました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,110円と決定致しました。
なお、引受価額は1,021.20円と決定致しました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,110円)と会社法上の払込金額(858.50円)及び平成31年3月19日に決定された引受価額(1,021.20円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は510.60円(増加する資本準備金の額の総額280,830,000円)と決定致しました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,021.20円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当致します。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成31年3月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,021.20円)を払込むことと致します。
3. 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額(1株につき88.80円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と平成31年3月19日に元引受契約を締結致しました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託致します。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「536,360,000」を「561,660,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「528,360,000」を「553,660,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額553,660千円については、設備投資資金、採用活動費及び人件費、借入金返済並びに運転資金に充当する予定であります。

具体的には、事業拡大のためのオフィス移転に伴う建物付属設備等の設備投資資金に24,000千円(平成31年6月期)、優秀な人材を確保するための採用活動費及び人件費に73,000千円(平成31年6月期：20,000千円、平成32年6月期：20,000千円、平成33年6月期：33,000千円)、財務バランスの改善を目的とした金融機関からの借入金返済充当資金として50,000千円(平成31年6月期)、事業拡大に伴い増加する外注費及びオフィス移転に伴い増加する賃料等の運転資金として406,660千円(平成31年6月期：33,000千円、平成32年6月期：100,000千円、平成33年6月期以降：273,660千円)に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年3月19日に決定された引受価額(1,021.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,110円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「53,000,000」を「55,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「53,000,000」を「55,500,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び 5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2. 」を「1,110」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1,021.20」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2. 」を「1株につき1,110」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3. 」を「(注)3.」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定致しました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定致しました。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 みずほ証券株式会社 50,000株
引受人が全株買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき88.80円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成31年3月19日に元引受契約を締結致しました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「95,400,000」を「99,900,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「95,400,000」を「99,900,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘察した結果**、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一です。

(注)5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,110」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき1,110」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成31年3月19日に決定致しました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である伊達晃洋(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、90,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、平成31年4月23日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成31年3月29日から平成31年4月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む。)後180日目の日(平成31年9月24日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

< 欄内の記載の訂正 >

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、14,800株を上限として平成31年3月19日(発行価格等決定日)に決定される予定であります。)」を「当社普通株式 13,500株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成31年3月19日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,110円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

< 欄内の数値の訂正 >

「エードット社員持株会」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)」の欄：「58,800」を「57,500」に訂正。

「エードット社員持株会」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「2.26」を「2.21」に訂正。

「計」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)」の欄：「1,847,250(165,950)」を「1,845,950(165,950)」に訂正。

「計」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「71.09(6.39)」を「71.04(6.39)」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は、平成31年2月25日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。